

綾瀬市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について

パブリックコメント資料

1 綾瀬市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定理由

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正され、地方公共団体における個人情報の取扱いに関する規定が、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

改正後の法では、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び各地方公共団体についてそれぞれ個別に定められていた規律が統合され、個人情報の取扱いに関する全国的な共通ルールを規定することとした一方、地方公共団体においては条例で、開示請求等に係る手数料について定めるほか、一部の事項については地域の実情に応じた独自の保護措置を定めることができることとされました。

このことから、綾瀬市においても綾瀬市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）を廃止するとともに、法の定めるところにより個人情報の保護を適正に行うため、綾瀬市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）を制定し、法で委任された事項、また、条例で定めることが許容される事項に関する規定を定めます。

2 施行条例に規定する内容

(1) 個人情報ファイル簿の作成

法では、対象者数が1,000人以上である個人情報ファイルについて、その利用状況を記載した個人情報ファイル簿を作成して、公表することを地方公共団体に義務付けています。

これに伴い、現在、個人情報保護条例に基づいて作成している個人情報取扱事務登録簿を廃止して個人情報ファイル簿に移行するとともに、これまで個人情報保護条例において対象者数を問わずに個人情報取扱事務登録簿を作成してきたことに鑑み、改正後の法の施行後においても個人情報の保有状況を適切に管理するため、法で作成が義務付けられていない対象者数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿を作成することを規定します。

(2) 保有個人情報開示請求時の手数料等

現行の個人情報保護条例における取扱いと同様に、保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とするとともに、写しの交付を行う場合には、実費（写しの作成及び送付に要する費用）を開示請求者が負担すべき旨を規定します。

(3) 審議会等への諮問

個人情報保護制度の運用や制度の在り方について、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、市が設置する個人情報の保護に関する審議会等に諮問することができることを規定します。

3 個人情報保護条例における取扱い変更点

(1) 保有個人情報の開示等請求における決定までの期間

個人情報保護条例では、保有個人情報の開示等請求から決定までの期間を原則14日と規定し、正当な理由がある場合の期間延長を最大で46日、開示等請求から合計60日と規定しています。

施行条例では、法の規定に基づき、保有個人情報の開示等請求から決定までの期間を原則30日とし、正当な理由がある場合の期間延長を最大で30日、開示等請求から合計60日とします。

4 今後のスケジュール

- (1) パブリックコメントの実施【令和4年9月1日～30日】
- (2) パブリックコメントの提出意見及び市の考え方の公表【令和4年10月】
- (3) 市議会への条例議案の上程【令和4年12月】
- (4) 条例施行【令和5年4月1日】